

3月定例会 こんなこと が決まりました!

令和5年度一般会計補正予算(第6号)を可決
歳入・歳出とも2億2,677万円の減額 総額102億9,576万円に

主な補正予算

ふるさと納税



▲返礼品の化粧筆

ふるさと納税の増額

1億4,438万円

保育所等運営事業

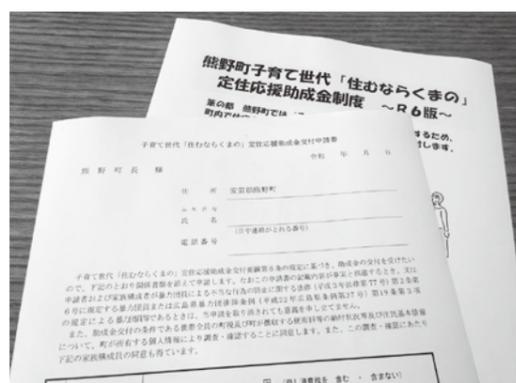


▲保育所ひかり学園

保育所入所児童数の増、保育所等に
支払う公定価格の改定に伴う増額

4,352万円

子育て世代「住むならくまの」 応援事業



住宅購入世帯の増に伴う
申請件数の増

160万円

補正予算質疑をピックアップ

Q. 保育所等運営事業の増額内容を問う。
A. 保育所入所児童数が当初見込んでいた457人から499人と42人上回ったこと。
また、保育所等に支払う保育単価である国の公定価格の上昇分を合わせて増額補正した。

(各ページの数値については表記単位未満を四捨五入しています)

督促手数料が廃止されました

督促手数料廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例(議案第1号)

費用対効果や事務の効率化等を勘案し、全庁的に督促手数料を廃止し、延滞金の率及び計算方法を統一するため、関係条例の整備を行いました。

〔廃止となる督促手数料〕

町税(町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)、分担金等、介護保険料

後期高齢者医療保険料、道路占用料

※令和6年4月1日から実施

国民健康保険税が引き上げられました

熊野町国民健康保険税条例の一部改正条例(議案第5号)

国保加入者1人あたりの医療費の増額等の影響により、現行の保険税率では県が示す1人あたりの保険税必要額を賄うことができないことから、引き上げることになりました。

■モデル世帯における国保税額の比較



夫: 43歳 年収400万円

妻: 40歳 年収100万円

子: 男8歳 女7歳

(単位:円)

	現行	改正後	比較増減
基礎課税額(医療分)	300,000	318,800	18,800
後期高齢者支援金等課税額	89,300	100,500	11,200
介護給付費課税額	70,200	70,200	0
合計	459,500	489,500	30,000

※令和6年4月1日から実施

介護保険料が引き下げられました

熊野町介護保険条例の一部改正条例(議案第8号)

第9期介護保険事業期間(令和6~8年度)の介護保険料基準額が、現行の年額68,355円(月額5,696円)から年額57,936円(月額4,828円)に引き下げられました。

また、現行11段階に分割されている所得段階を13段階とし、新たな所得段階を追加することで、低所得者の保険料の負担軽減を図ります。

※令和6年4月1日から実施